

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第十条第二項の工場又は事業所を定める  
告示

平成十七年六月一日 文部科学省告示第七十七号

最終改正：令和元年六月十日 原子力規制委員会告示一号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第十条第二項の原子力規制委員会が定める工場又は事業所は次のとおりとする。

国の設置する病院又は診療所（厚生労働大臣の設置するものを除く。）であって、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校の設置する病院又は診療所以外のもの